

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 10 月 2 日現在

機関番号：24302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780007

研究課題名(和文) アメリカ民事訴訟における情報不提出または隠匿の際の制裁 不利益推定説示を中心に

研究課題名(英文) Sanctions against Non-submitted Information or Spoliation in Civil Procedure in the United States-Centering around the Adverse Inference Instruction

研究代表者

竹部 晴美 (TAKEBE, HARUMI)

京都府立大学・公共政策学部・准教授

研究者番号：00610007

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、アメリカ民事訴訟のディスカバリー手続きにおける制裁について、なかでも不利益推定説示に焦点を当てた。まずBrookshire事件を紹介した。この判決でテキサス州最高裁は過失によって証拠破棄があった場合にその証拠が重要事実(merits of the case)でないなら、あえて破棄についての説示をする必要はないという見解を示したが、反対意見が付され疑問点も残された。つづいて日本の民事訴訟法224条の真実擬制について先行研究をまとめ、ニチアスアスベスト訴訟を中心に検討したところ、民訴法224条とアメリカの不利益推定説示との違いを明らかにした。そのうえで日本の制裁規定の甘さを指摘した。

研究成果の概要(英文)：In this study, I focused on the adverse inference instruction in the civil discovery procedures in the United States. Especially I commented Brookshire case in which Texas Supreme Court pointed that when the party had destroyed the evidence negligently, as far as the alleged evidence was not the "merit of the case," it had not been necessary for the district court to make an adverse inference instruction. The case had a dissenting opinion against the court opinion to raise questionable points. For the comparative purpose, I reviewed the preceding studies on this issue in Japan, especially upon the "Truth Fiction" in the Japanese Civil Procedure Code Article 224 and analyzed the Nichias Asbestos case. On the ground of the above analysis, I clarified a sharp difference between Japanese Civil Procedure Code Article 224 and the Adverse Inference Instruction in United States. According to the difference I found, the weakness of the Japanese sanction is indicated.

研究分野：アメリカ民事訴訟法

キーワード：ディスカバリー 不利益推定説示 制裁 民事訴訟手続き 真実擬制 日米比較 アメリカ

## 1. 研究開始当初の背景

( 1 ) アメリカ民事訴訟におけるディスカバリー手続きにおいては、当該訴訟に関係する情報は全開示が原則である。ただし一定の要件を満たせば、情報の非開示が認められる非開示特権や連邦民事訴訟規則 26 ( c ) の保護命令が認められている。本研究を開始するまでに、保護命令についてのリーディングケース ( 「ディスカバリー手続きにおける提出物のアメリカ民事訴訟規則 26 ( c ) を根拠とする使用制限について Seattle Times Co. v. Rhinehart, 467 U.S. 20 ( 1984 ) の分析 」 法と政治 2006 年 ) を紹介し、保護命令における正当事由の要件について ( 「アメリカ民事訴訟におけるディスカバリー制度 保護命令 ( protective order ) と正当事由 ( good cause ) について 」 法と政治 2009 年 ) 、及び E ディスカバリーにおける非開示特権について ( 「 E ディスカバリーにおける保護命令 電子情報の非開示が認められる場合について 」 法と政治 2011 年 ) などの研究成果を公表してきた。

アメリカの民事裁判における証拠開示については、ディスカバリー手続きによって証拠の偏在を防ぎ、訴訟当事者に訴訟過程における公正さ ( fairness ) の実現を認識させるだけでなく、裁判結果に対する満足感を与えることが可能になると考えられている。一方で、ディスカバリー手続きには、費用や時間がかかるため、その濫用につながりやすいという批判も存在する。また徹底した当事者主義をとるアメリカでは、訴訟関係者が訴訟に関係する情報を隠匿した場合に厳しい制裁を行い、適正な情報開示の維持と遂行を図っている。

( 2 ) 我が国においても、民事訴訟法第 224 条において証拠提出について規定されており、同法第 220 条 4 号では証拠となる可能性のある情報についても提出しないで良い事由が列挙されている。その一方で、証拠の隠匿に関する制裁については、同法第 224 条に当事者が文書提出命令に従わない場合の効果定められているにすぎない。また民事訴訟の利用者である国民の民事訴訟過程や判断に対する満足度も低下傾向にあり ( 中本和洋「民事裁判の現状と改革課題」自由と正義 2011 年 ) 、民事訴訟の改正は喫緊の課題であると考えられる。

しかしながら、日本の民事訴訟における証拠開示の改正については、現状の問題点の指摘に留まっている。( 日弁連「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱中間試案」 ) また、日本においてアメリカの民事訴訟手続きの内容紹介 ( 土井悦生、田邊政裕「米国ディスカバリー手続の法と実務～米国民事訴訟における開示手続～」国際商事法務 2011 年 ) がなされ、それを参考に日本の民事訴訟手続きの改正をおこなう案が日本弁護士会から提示されてはいる ( 日弁連民事裁判手続委員会「陳述録取制度

要綱案骨子」 ) が、情報開示手続きの改正についての議論の段階に留まり、情報隠匿の際の制裁規定の具体案については、これまで十分な議論が展開されていないという状況である。

我が国では、明確かつ厳粛な制裁規定がないため、文書提出の機会が増加したとしても、情報開示の拒否や情報の隠匿が減少するとは考えにくい。また文書提出において開示すべき情報が真に存在しない場合、つまり真実擬制の取り扱いについても実務上見解が分かれている。

( 3 ) これらの問題点については、民事訴訟手続きにおける情報提出の拒否または隠匿に関し、判例や学説の蓄積が豊富なアメリカ民事訴訟法を研究する意義が大きいと考え、またこの点について調査研究することは、日本の民事訴訟法改正に大いなる示唆を与えることができるであろうと考えた。また、申請者は、日本の民事裁判における証拠収集の拡充について論じたことがあるが ( “ On the Expansion of Evidence Collection in the Japanese Civil Procedure: Analysis of Proposal by the Japan Federation of Bar Associations. ” 福祉社会 2011 年 ) 、アメリカ民事訴訟における情報非開示の際の制裁、特に不利益推定説示 ( adverse inference instruction ) について、制裁の種類と内容、その必要性について多くの判例、事例を分析することで、さらに新たな視座を提供することができると考えていた。

## 2. 研究の目的

本研究は、アメリカ民事訴訟手続きにおいて、訴訟関係者が当該訴訟に関連する、または関連すると考えられる情報について、その提出を拒否するかもしくは情報を隠匿する場合に、裁判所が行う制裁、特に不利益推定説示 ( adverse inference instruction ) の実態と効果について、多面的に検討することを目的とする。

また日本民事訴訟法 224 条の真実擬制が訴訟で証拠を隠匿し、破棄した場合の制裁として機能を果たしているのかという点についても検討することを目的とする。

## 3. 研究の方法

主な研究方法は、以下の 4 点である。アメリカ民事訴訟におけるディスカバリー制度について、情報の提出を拒否または隠匿した場合の制裁について、判例理論、州の制定法、そして学説を整理し分析をした。そこで制裁のなかでも特に不利益推定説示 ( adverse inference instruction ) に関する最新重要判例を中心に、制裁の種類と内容について整理検討を行った。アメリカ民事訴訟において、情報の提出を拒否または隠匿した場合の制裁について、治安判事や法廷代理人 ( 弁護士 ) に不利益推定説示を含む制裁についての実務上の運用や問題点についてイ

インタビュー調査を行った。日本民事訴訟法 224 条について先行研究や判例の分析を行った。日本民事訴訟法 224 条が論点や争点に用いられた訴訟を調査し、その訴訟（本研究ではニチアス訴訟に焦点を当てた。）に代理人として関与した弁護士へのインタビュー調査を行った。

#### 4. 研究成果

(1) まずアメリカのディスカバリー制度における証拠破棄の際の制裁規定について、判例理論、州の制定法、学説の調査と整理やインタビュー調査から得た情報をもとに判例分析を行った。

本研究では、*Brookshire Bros. Ltd. v. Aldridge*, 438 S. W. 3d 9, 2014 Tex. LEXIS 562, 57 Tex. Sup. J. 947 (Tex., July 18, 2014) を取り上げた。本件は *Aldridge* が土地所有者責任理論の下で *Brookshire* を訴えた事件である。彼が店内で滑って転倒したことに対する損失を償うためには、*Aldridge* は *Brookshire* が *Aldridge* の転倒以前に危険な状態について、実際のまたは推定的な認識（推定的認知ともいう。）を持っていた事実を示さなければならなかった。テキサス州法の下では、土地所有者責任を証明しようとするためには、危険な状態についての被告の認識についての事実が示せないと、原告は立証責任上最も困難な要素に直面することになる。訴訟で、*Aldridge* はこの立証のために追加のカメラ映像を保存し提出することを求めたが、*Brookshire* がそれに応じられなかったことは結局、証拠の破棄になると主張した。それゆえ *Aldridge* は陪審に破棄についての説示を要求した。陪審は、破棄の問題に関する証拠について聴取し、破棄に関する説示を聞き、そして潜在的に評議中に破棄について検討した。陪審は *Aldridge* の損害に関して *Brookshire* には責任があるとの評決を下し、それに基づき事実審裁判所は損害賠償を命じた。控訴裁は被告 *Brookshire* の控訴を棄却した。州最高裁は、破棄についての説示に関して制限的注文をつけた。すなわち証拠の破棄の問題について直面したとき、テキサス州の裁判所は、二段階の分析を行う必要があるとした。つまり、(1) 当事者の行為が破棄を構成しているかどうかを判断する、そしてもしそうならば、(2) 適切な救済策を施行する、と述べた。また州最高裁は、潜在的にディスカバリー可能な証拠へのアクセスを拒否された当事者を援助するために破棄についての説示を使用すべきかどうかという点について、破棄する当事者が、ディスカバリー可能な証拠を隠すために「特定の意図」を持っていたときのみそれを認めるべきであると述べた。しかし、州最高裁は、被害を受けた当事者が破棄についての説示なしに事件を解決できない「まれ」な状況、つまり別の救済策では十分でないならば、裁判所は、「過失」的状态 (“negligent” state of

mind) であるとしても破棄についての説示を認める、と述べている。本件で州最高裁は、*Brookshire* の行為は証拠の破棄の水準に達してないと判断し、結局のところ、*Brookshire* は原告の求める監視ビデオを提出しなかったが、*Brookshire* がディスカバリー可能な証拠を隠蔽するという特定の意図を持っていたという証拠はないため、説示自体が事実審裁判官による裁量権の濫用であった、と判示した。本件は、再審理のために事実審裁判所に差し戻されたものである。本件で明らかになったことは次のような点である。証拠の破棄については、まず、特定の意図の存在、不存在という点が注目され、特定の意図があったと認められる場合には、加害者に不利になるような破棄についての説示がなされる。次に、加害者の行為が、過失による破棄であった場合、その破棄した証拠が当該裁判の重要事実 (merits of the case) かどうかという点に着目する。そして破棄が、重要事実であれば、過失によるものでも破棄についての説示は認められる。しかし、裁判において重要事実でない、つまり被害者（原告）が他に入手可能な証拠で事実の立証が可能であるならば、重要事実でない証拠の破棄についてまであえて破棄についての説示をする必要はないという考えを州最高裁は採用したことである。州最高裁はこのように比較衡量的な考え方を採用し、証拠の破棄の重大性を認識しつつも、その証拠が裁判でどれだけ重要なのかを考え、破棄についての説示で当事者に救済を求めるのか否かを判断している。しかしこの点につき、一定の評価は可能であるが、疑問も残る。というのも、被告によって破棄された証拠は、破棄されてしまった以上、原告は証拠として入手する権利があるにも関わらず、入手できず、その中身がどのようなものであったか検討することすらできないからである。アメリカのディスカバリー手続きは、当該裁判に関わる情報すべてを任意に当事者が提出し合う制度であるから、ディスカバリー手続きがある限り、本件においても被告は原告にすべての情報を開示しなければならないし、開示すべきである。その原則的な考えを裁判所が比較衡量的な考えを持ち出し、判断することの意味が、この少数意見によって鋭く問われている。裁判所に許されているのは、証拠の不提出の際に違反した当事者には、それなりの制裁を加えることであろう。本判決のように、証拠の優越性を考慮すれば、ディスカバリー手続きの根幹にある目的が揺らぐのではないかという懸念がある。また、本件においても、破棄についての説示は、損害賠償額の増減に影響を及ぼしたことは十分に考えられる。そうであれば、本件原告の *Aldridge* にとっては、説示の存否が、きわめて重要な問題となる。

本判決はアメリカ実務でも注目されている最新判例であり、不利益推定説示の在り方を問う重要なケースである。

(2)さらに日本民事訴訟法 224 条の真実擬制とアメリカの不利益推定説示との違いを検討した。

まず日本民事訴訟法 224 条の真実擬制について先行研究を整理し、つぎにニチアスアスベスト訴訟(奈良地方裁判所平成 22 年(ワ)第 977 号損害賠償請求事件 平成 26 年 10 月 23 日判決)を中心に日本の判例を紹介し、当該判例から明らかになった日本民事訴訟法 224 条の真実擬制に関する 2 点の問題点を指摘した。1 つ目は、本案訴訟の裁判官と文書提出命令に関する手続きの裁判官が同じであるため、主宰裁判官が弁論の全趣旨や自由心証主義から判断し、結局裁判官自身の目で見ていない証拠について事実認定の根拠として依拠できないのではないかという問題である。そして 2 つ目は、はたして民事訴訟法 224 条は文書提出命令に背いた際の制裁として、その効果は十分であり、制裁としても機能を果たしているのだろうかという点である。同法 224 条における真実擬制と、真実擬制がなされた場合の本案に及ぼす影響があってこそ真の「制裁」と言えるのであり、現状での同法 224 条の解釈適用については現実的效果に関する限界と課題があるのではないか、この点は今一度裁判実務の実情に照らして再考すべき点を指摘した。

日本では訴訟中に文書提出の申立てがおこなわれると、本案訴訟が審理されている間に、本案訴訟と並行して、もしくは本案訴訟が一時中断され、その間に文書提出に関する申立てに決着がつけられ、本案訴訟に戻るといった手続き構成がとられている。しかしこれでは、文書提出の申立てを判断する裁判体と本案訴訟の判断する裁判体が同じになり、いくら同法 224 条によって制裁としての真実擬制が用意されているとしても、裁判体にとっては、真実とみなされた当事者の主張に根拠を見いだせない(実際には証拠が提出されていないわけであるから)のであり、見ていないものを事実とするのには抵抗があるとするのが一般的ではないだろうか。であるからこそ、運用上は、自由心証主義や弁論の全趣旨という考え方によって、訴訟手続き全体から他の証拠との整合性も見て判決を出すことになると思われる。しかし本案訴訟での主張立証に関連して必要不可欠な証拠を隠すことは、アメリカの民事訴訟手続きからすれば明らかなように、重大な法違背行為に他ならない。日本民事訴訟法 224 条について検討し分析したが、現実には文書非提出者や証明妨害者に法違背を犯した当事者にかなり緩い規定になっていることは否めないであろう。

本研究で指摘した問題点を克服するために、制度上または運用上の提案を行いたい。まず、日本の民事訴訟手続きは 2 段階に分けるべきである。アメリカの民事訴訟手続きのように、pretrial と trial 段階にわけ、前段階

で本案訴訟に使う証拠は、本案訴訟とは別の裁判体が予め精査することにする。そして文書(証拠になるであろう情報すべてを指す)破棄した場合には、制裁規定を明文化して、訴訟棄却も検討に入れるべきだと述べた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

竹部晴美, 当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果 民事訴訟法 224 条の「真実擬制」について, 法と政治, 査読有, 66 巻, 2 号, 2015, 印刷中

竹部晴美, 訴訟当事者による証拠破棄に関する裁判所の陪審への説示について : Brookshire Bros. Ltd. v. Aldridge, 438 S. W. 3d 9, 2014 Tex. LEXIS 562, 57 Tex. Sup. J. 947 (Tex., July 18, 2014)., 法と政治, 査読有, 65 巻, 4 号, 2015, pp345 - 357

[学会発表](計 件)

[図書](計 件)

[産業財産権]  
出願状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者 竹部晴美  
(TAKEBE, HARUMI)  
京都府立大学公共政策学部准教授  
研究者番号: 00610007

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号：